



報道機関 各位

令和2年6月24日(水)
問合せ先：経済政策課
課長：小林
担当：松下・草間・小久保
電話：829-1362
内線：4570

緊急特別資金融資【新型コロナウイルス対応】を引き続き 実施します ～7月1日(水)から受付開始～

本市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内中小企業者の方々の資金繰りを支援するため、中小企業者が好条件で資金を調達できる緊急特別資金融資【新型コロナウイルス対応】を引き続き実施します。

〔 制度の概要 〕

〔制度名称〕	さいたま市緊急特別資金融資【新型コロナウイルス対応】
〔融資総額〕	30億円
〔申込期間〕	令和2年7月1日(水)から令和2年10月30日(金)まで
〔資金使途〕	運転資金（過去に実施したさいたま市緊急特別資金融資の残高についてのみ、借換え可能となります。） 設備資金
〔申請限度額〕	3,000万円
〔返済期間〕	7年以内（据置期間を含みます。）
〔据置期間〕	1年以内
〔利率〕	年0.80%
〔担保〕	必要に応じて徴します。
〔連帯保証人〕	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しません。
〔保証料〕	埼玉県信用保証協会の保証を付します。（別途、埼玉県信用保証協会の定める保証料が必要になります。）

【問合せ・申込先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 経営支援・金融課（金融担当）

〔住所〕 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

〔電話〕 048-851-6391

〔FAX〕 048-851-6392

〔URL〕 <http://www.sozo-saitama.or.jp/>